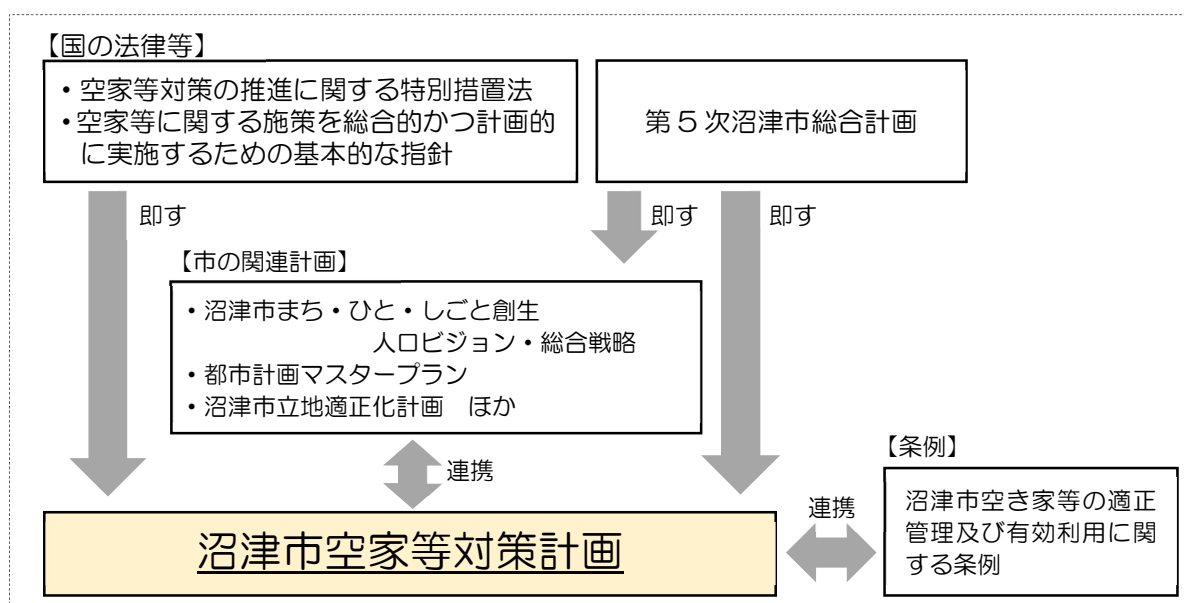


沼津市空家等対策計画の改定の方向性について

本市の空き家対策は、令和2（2020）年3月に策定した沼津市空家等対策計画（以下「原計画」という。）に基づき、空家発生前から管理不全まで段階に応じた施策を実施してきました。原計画が令和8（2026）年3月末日をもって終了することから、以下の方向性にて改定することを検討しています。

○位置付け

本市の最上位計画である第5次沼津市総合計画に即し、都市計画マスタープランなどの関連計画と連携します。



○計画期間

第5次総合計画や住宅土地統計調査と足並みを揃えるため、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年計画とする。

	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
空家等対策計画 (改定)	計画期間				次期計画策定
沼津市総合計画 (第5次)	後期推進計画期間				次期計画策定
住宅土地統計調査			調査	集計・公表	

○計画骨子

第5次総合計画と同様に10年スパンの後期と捉え、原計画の構成や方針は大きく変えず、社会情勢の変化やこれまでの対策の検証による更新・追加を行うこととする。